

# PTA共済たより

平成30年11月15日  
 (一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団  
 発行責任者 曾我 邦彦  
 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7  
 (熊本県総合福祉センター4F)

## 法人が5歳になりました

熊本県PTA教育振興財団は、平成25年度より一般財団法人として、熊本県PTA共済をはじめ熊本県の学校教育やPTA活動の支援を中心に、県下の児童生徒等の健全育成とスポーツ・文化活動の振興をはかってきました。5年が経過し、現在は小学校における部活動の社会体育への移行に伴うPTA共済の適用について見直しを検討しております。

共済制度については、ご加入の皆様のご理解ご協力を得て、特段の支障なく共済金給付や法人の運営、県下の教育活動への支援を継続することができました。深く感謝申し上げますとともに、これからもご支援いただきますようお願い申し上げます。

## 交通事故が減りません

平成29年度中の共済金給付状況です。P災コースで計312件に対して34,842,000円、安互コースで計96件に対し6,698,000円の給付が行われました。交通事故については、後遺障害1件、負傷166件の給付で、小学校11件、中学校27件、高校・高専125件、その他4件となっており、特に中学校と高校・高専の事故は、登下校時の自転車・バイク乗車中がそのほとんどを占めています。平成30年度に発生した交通死亡事故も自転車乗車中でしたが、「**高校生も自転車乗車中はヘルメットを使用していれば、死亡は防ぐことができたかもしれない**」とのことでした。

＜P災コース給付件数＞ 平成30年3月31日現在

| 発生年度  | 死亡 | 後遺障害 | 交通事故 | 負傷  |
|-------|----|------|------|-----|
| 26年度分 | 0  | 3    | 0    | 8   |
| 27年度分 | 0  | 10   | 9    | 63  |
| 28年度分 | 1  | 1    | 64   | 22  |
| 29年度分 | 0  | 1    | 93   | 37  |
| 計     | 1  | 15   | 166  | 130 |

＜安互コース給付件数＞ 平成30年3月31日現在

| 発生年度  | 死亡 | 後遺障害 | 交通事故 | 負傷 |
|-------|----|------|------|----|
| 27年度分 | 0  | 0    | 0    | 17 |
| 28年度分 | 0  | 0    | 1    | 23 |
| 29年度分 | 0  | 0    | 2    | 53 |
| 計     | 0  | 0    | 3    | 93 |



## 自転車に関する交通ルール

### \*自転車安全利用五則

1. 自転車は**車道が原則**、歩道は例外  
(13歳以下、70歳以上は例外)
2. 車道は**左側を通行**
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. **安全ルール**を守る
5. 子どもは**ヘルメット**を着用

\*安全ルールとは・・・それぞれ罰則があります。

飲酒運転は禁止  
 二人乗り・並進は禁止  
 夜間は**ライト**を点灯  
**信号**を守る  
 交差点での**一時停止と安全確認**



### \*歩道は歩行者優先です。

1. 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行
2. 歩行者の通行を妨げる場合は、**一時停止**
3. 安全のためには、自転車から降りて押していくことも必要です

\*徐行とは、**直ちに停止できる速度**で、大人の速足程度が目安です

\*速く走りたい人は車道の左端を通行します

小中学校のPTA活動や休業日の部活動への参加などの際に児童生徒が自転車を使用できるかどうかについては、あらかじめ学校との間で検討し、安全確保に注意して使用許可を得ておきましょう。活動実施要項等に自転車使用に関する記述がない場合は、学校から通学時の自転車使用許可を得ていない児童生徒については、活動参加への往復中に自転車を使用している時の事故は共済の適用になりません。ご注意ください。



## 熊本県PTA共済・平成29年度の加入状況

(平成30年3月31日現在)

| P災<br>コース | 団体                                         | 加入数     | 加入率    | 安互<br>コース | 学校      | 加入数                                            | 加入率   |
|-----------|--------------------------------------------|---------|--------|-----------|---------|------------------------------------------------|-------|
|           | 児童<br>生徒<br>教職員<br>(PTA 会員)<br>指導者<br>特別団体 | 小学校     | 95,806 |           | 98.1%   | PTA<br>会員<br>(保護者)<br>準会員<br>活動の<br>指導者<br>支援者 | 小・中学校 |
|           | 中学校                                        | 48,595  | 98.7%  | 公立高校      | 30,119  |                                                | 99.1% |
|           | 高校・高専・支援                                   | 51,388  | 99.7%  | 私立中学・高校   | 11,296  |                                                | 61.8% |
|           | 特別団体*                                      | 137     | —      | 特別支援学校    | 1,848   |                                                | 96.7% |
|           | 教職員・指導者                                    | 17,874  | —      | 準会員・指導者等  | 2,126   |                                                | —     |
|           | 計                                          | 213,800 |        | 計         | 156,244 |                                                |       |

\*特別団体：地域のボランティアが組織を作り、児童生徒を対象に、スポーツ活動をしているもの  
(総合型地域スポーツ、NPO・営利団体によるものは除外)

## 共済金の給付状況

＜P災コース給付状況＞ 平成30年3月31日現在

| 共済金種別    | 件数         | 給付額                |
|----------|------------|--------------------|
| 死亡       | 1          | 5,000,000円         |
| 後遺障害     | 15         | 13,100,000円        |
| 交通事故     | 166        | 5,260,000円         |
| 負傷       | 130        | 11,482,000円        |
| <b>計</b> | <b>312</b> | <b>34,842,000円</b> |

＜安互コース給付状況＞ 平成30年3月31日現在

| 共済金種別    | 件数        | 給付額               |
|----------|-----------|-------------------|
| 死亡       | 0         | 0円                |
| 後遺障害     | 0         | 0円                |
| 交通事故     | 3         | 110,000円          |
| 負傷       | 93        | 6,588,000円        |
| <b>計</b> | <b>96</b> | <b>6,698,000円</b> |

平成29年度の共済金給付は過年度に発生した事故を含めた408件に対して行われ、計41,540,000円の給付となりました。平成25年度以降、毎年度の事故報告件数は初年度の799件が最多で、以後漸減し、年間600件前後、給付総額は毎年度6000万円以下となっています。共済制度の現状維持のためには、共済金の給付額が年間8000万円以下であることが必要と試算されています。そのためには重大な事故の発生を防止しなければなりません。ご加入の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



## 事故の発生状況

＜P災コースの事故＞

平成29年度の事故報告数は544件で、そのうち学校管理下（授業、休み時間、掃除時間、登下校）218件、部活動関連の活動中（PTA会長承認の練習や試合参加を含む）57件、交通事故199件でした。交通事故は登下校中や部活動への往復中であり、学校教育活動に関連する事故が全体の87%を占めています。また歯科外傷のほとんどが登下校中を含む学校管理下で発生しています。

登下校中の交通事故で、渋滞した車列の間を無理に横断したことによる事故が散見されます。ご家庭でも十分にご指導ください。

＜安互コースの事故＞

平成29年度の事故報告数は109件で、熊本地震の影響が考えられた28年度に引き続き減少しています。（平成27年度までは年間160件前後の報告）事故発生は、ミニバレー等の球技中の負傷が58%で最も多く、次いで運動会・体育大会関連が14%、美化作業などの奉仕活動とバザーが12%、総会・会議関連が3%、交通事故が3%となっています。

負傷の内容を見ると、アキレス腱断裂8件、骨折・脱臼24件、捻挫・靭帯・筋・腱損傷46件でした。最高給付額30万円を超える負担のあった大きな負傷、長期の療養を要するものが増加する傾向にあります。事故発生時はできれば当日中に医療機関を受診し、早期に治療を始めていただきますようお願いいたします。

## 工事現場には注意！

平成28年熊本地震からの復興はまだまだこれからの状況下で、被災地のあちこちで建物の解体や新築、道路の修復等の工事が進められています。工事に伴う道路の通行制限や工事用大型車両の通行など、通学路にも危険箇所が増えています。学校やご家庭で、これらの工事現場での事故を防止するためにご指導ください。

## 平成30年度 第1回理事会 第1回評議員会が開催されました

平成30年5月25日（金）に第1回理事会、ついで6月14日（木）に第1回評議員会が開催されました。第1回理事会では、本財団の平成29年度の事業報告、決算及び実施事業等会計、PTA共済審査委員会委員選任について提案され、いずれも承認されました。評議員会では、平成29年度決算、理事選任について審議・可決されました。評議員会に引き続き、コンプライアンス研修会が開催され、様々なハラスメントについて理事、評議員などが勉強しました。

### 《平成30年度評議員》

| NO | 役職  | 氏名    | 任期      |
|----|-----|-------|---------|
| 1  | 評議員 | 赤星 政徳 | ～平成31年度 |
| 2  | 評議員 | 池邊 利昭 | ～平成31年度 |
| 3  | 評議員 | 緒方 明治 | ～平成31年度 |
| 4  | 評議員 | 長船 法文 | ～平成31年度 |
| 5  | 評議員 | 坂本 隆生 | ～平成31年度 |
| 6  | 評議員 | 中村 慶治 | ～平成31年度 |
| 7  | 評議員 | 西村 浩二 | ～平成31年度 |
| 8  | 評議員 | 細野 英彦 | ～平成31年度 |
| 9  | 評議員 | 八十田 宏 | ～平成31年度 |

### 《平成30年度理事（役職等）》

| NO | 役員               | 氏名    |
|----|------------------|-------|
| 1  | 理事（理事長・学識経験者）    | 曾我 邦彦 |
| 2  | 理事（常務理事・学識経験者）   | 大久保 了 |
| 3  | 理事（常務理事・学識経験者）   | 森 徳和  |
| 4  | 理事（常務理事・学識経験者）   | 片淵美和子 |
| 5  | 理事（常務理事・学識経験者）   | 吉村圭四郎 |
| 6  | 理事（常務理事・学識経験者）   | 田上 明仁 |
| 7  | 理事（公立高等学校校長会）    | 和久田恭生 |
| 8  | 理事（公立高等学校PTA連合会） | 牛島由紀雄 |
| 9  | 理事（小中学校校長会）      | 永光 英俊 |
| 10 | 理事（私立中学高等学校協会）   | 山田 和徳 |
| 11 | 理事（熊本県教育庁）       | 大嶋 康裕 |
| 12 | 理事（熊本市教育委員会）     | 香山 悟  |
| 13 | 理事（熊本県PTA連合会）    | 村崎 一英 |
| 14 | 理事（熊本市PTA協議会）    | 松島雄一郎 |
| 15 | 理事（学識経験者）        | 蓑田 淳美 |
| 1  | 監事（元学校関係）        | 角居 恭一 |
| 2  | 監事（元PTA関係）       | 緒方 玲子 |

\*理事定数：10名以上 15名以内

## 平成29年度共済事業報告 (支出金額)

### 《共済たよりの発行、ホームページ管理》

本財団はご加入の皆様の掛金で運営されています。共済金制度の運営状況や財団の事業についての報告、共済に関するお知らせなどを、ご加入の皆様にお届けしています。またホームページでは、共済の約款や申請の各種様式などを掲載しています。ご加入や事故の発生時・給付申請時にはこれらをご利用いただけるようになっています。

(1,534,132円)

### 《共済の手引き・チラシの配布》

ご加入の契約者である各単位PTAや特別団体には共済の手引きを各5部、毎年度初めには加入についてのご案内のチラシを各学校にお届けしています。

(手引き 3,450部、チラシ 225,500枚作成)

(2,005,890円)

### 《救命救急パンフレットの配布》

AED使用の啓発のために、各学校の新入生対象に救急救命法のパンフレットを配布しています。ご家庭でも、緊急時にお役立てください。

(57,000枚作成、1,061,748円)

### 《AEDパッド交換》

AEDが適正に使用されるために、使用期限に至ったパッドの交換が必要になります。各学校に設置および財団常備のAEDについて計667枚のパッドを交換しました。

(4,703,940円)

### 《AEDバッテリー交換》

AEDが適正に使用されるために、使用期限に至ったバッテリーの交換が必要になります。各学校に設置および財団常備のAEDについて計667台のバッテリーを交換しました。

(16,928,460円)

### 《AED交換準備引当金》

AEDの交換等に備え、毎年度準備金として繰り入れています。

(10,000,000円)

### 《PTA諸団体への広報活動支援》

PTA諸団体の事故防止啓発活動、広報活動については共済事業の一環として支援をしています。また、年度初めには県内の複数の場所で共済についての説明会を開催しています。

熊本県PTA連合会 500,000円

熊本市PTA協議会 300,000円

県公立高校PTA連合会 300,000円

各都市PTA団体 1,050,000円

県PTA研究大会封筒 139,860円

計 2,289,860円

## 《子ども見守り支援》

小学校区単位で実施されている児童の登下校の見守り活動に対して「子ども見守り支援事業」を実施しています。県下の356校に、それぞれ3万円を上限として支援を行いました。本共済にご加入でない学校へも、同様に支援を行っています。

(総額 10,516,074円)

### 学校安全対策研究支援

熊本県教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。

|            |          |
|------------|----------|
| 山都町立矢部小学校  | 100,000円 |
| 県立八代工業高等学校 | 100,000円 |

### 体力作り実践研究支援

熊本県・熊本市教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。

|             |          |
|-------------|----------|
| 水俣市立水俣第二小学校 | 100,000円 |
| 八代市立第四中学校   | 100,000円 |
| 熊本市立白坪小学校   | 100,000円 |

## 公益目的事業

共済事業に含まれない本財団の公益目的事業として県の認定を受けた下記の事業に助成をしています。助成金はそれぞれの団体が主催する大会や研修会等の参加者の安全確保のために使われています。



|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 県小学校体育連盟助成        | 1,000,000円  |
| 県中学校体育連盟助成        | 2,000,000円  |
| 県高等学校体育連盟助成       | 1,500,000円  |
| 県性教育研究会九州大会助成     | 150,000円    |
| スペシャルオリンピックス熊本助成  | 100,000円    |
| 熊本市退職校長会助成        | 100,000円    |
| 熊本市養護教諭会助成        | 100,000円    |
| 熊本県PTA連合会助成       | 1,500,000円  |
| 熊本市PTA協議会助成       | 655,000円    |
| 熊本県公立高等学校PTA連合会助成 | 300,000円    |
| 高P連九州大会助成         | 500,000円    |
| 私立中学高等学校協会助成      | 150,000円    |
| 九州地区学校体育研究発表大会助成  | 300,000円    |
| 各都市PTA団体助成(計)     | 2,545,000円  |
| 計                 | 10,900,000円 |

## 《障がいのある子どもたちの読書活動

### 支援事業》

特別支援学校における読書環境の充実に向け、毎年補助をしています。平成29年度は応募のあった次の21校に助成をしました。

熊本聾学校、盲学校、荒尾支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、松橋支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、松橋西支援学校、松橋東支援学校、ひのくに高等支援学校、かがやきの森支援学校、かがやきの森支援学校分教室、熊本大学教育学部附属特別支援学校、熊本支援学校、大津支援学校、八代支援学校、平成さくら支援学校 (総額 874,764円)



## AEDのご使用について

平成29年度は、各学校にお預けしているAED(自動体外式除細動器)について、バッテリーとパッドの交換をしました。共済説明会などの機会に、新しいものをお届けしましたが、交換はお済みでしょうか?

「部品の交換が済んでいない」「新しい部品を紛失した」などにより、その後AEDが使用できない状態になった例があります。定期的交換時期に加え、AEDをご使用になられた場合にも、新しいパッドをお届けしていますが、いずれにおいても担当の方あるいは新しい部品を受け取られた方は、責任をもって部品の交換を済ませ、ご報告をお願いいたします。

AEDは必要な時に作動しなければ、設置している意味がありません。AEDが正常に作動するかどうかは、機器のインジケータを確認してください。この確認はできれば毎日実施していただきたいのですが、どなたでも、設置してあるAEDにお気づきの際に、インジケータを確認していただければ幸いです。

<インジケータの確認>

機器の中の**明かり(インジケータ)が点滅している場合は正常**です。インジケータが点灯したままである、点灯していない、内部で異常音がする、などの場合は、機器が正常に作動しない危険性があります。速やかに、本財団あるいはサポートサービスにご連絡ください。

**財団には複数のAEDを常備しています。大規模なスポーツ大会等の開催時には、申請により大会開催期間中の貸し出し(無料)をしていますので財団までご連絡ください。**

# 財団の会計状況

## ＜平成29年度財団収入＞

共済掛金収入（純掛金＋付加掛金＋法人運営費）として 137,896,967 円（災害支援として経常外費用より繰り入れた 6,843,900 円を含む）、財産等運用収益（利息）736,609 円、収入合計は 138,633,576 円でした。平成 28 年度は、災害援助として経常外費用から 27,585,500 円を繰り入れています。平成 29 年度の掛金免除は個人のみとなりましたので、繰入額は減少しています。児童生徒数の減少などにより掛金収入は前年度より 1,513,784 円少なくなっており、この傾向は今後も続く状況です。

## ＜平成29年度財団支出＞

本財団の会計は公益事業、共済事業、法人運営に分かれており、ご加入の皆様より頂いた掛金は、共済事業と法人運営に使用されます。公益事業にかかる費用は、財団の公益目的会計より支出されます。

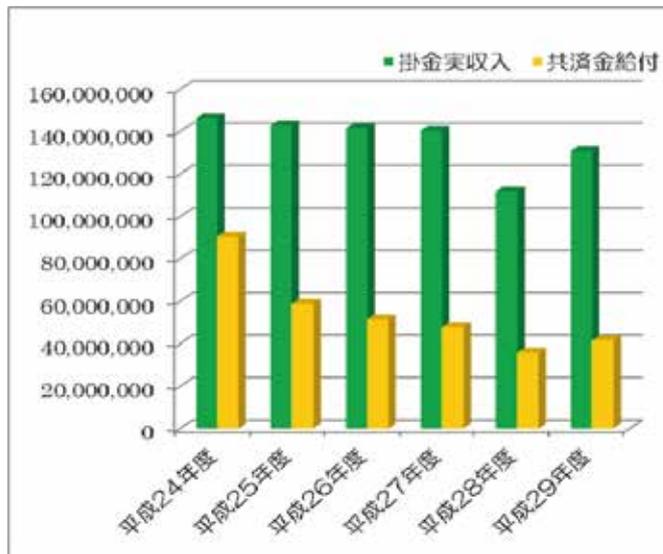
### ＜共済事業＞

P 災コースでは平成 26 年度～29 年度に発生した事故等に対して計 34,842,000 円が共済金として給付されました。安互コースは平成 26 年度～29 年度に発生した事故等に対して計 6,698,000 円が給付され給付総額は 41,540,000 円でした。熊本地震の発生した前年度に比べ増加していますが、平成 27 年度の 47,969,000 円より減少しています。PTA 活動や学校教育における安全管理や緊急時の対応について皆様のご理解・ご協力が得られていることによると考えられます。平成 29 年度は各学校にお預けしている AED のバッテリーとパッドの交換をしました。将来の AED 本体の交換に備え、救命救急引当金を支出しており現在 4000 万円が準備されている状態です。

### ＜平成29年度財団支出の内訳＞

|                      |            |               |
|----------------------|------------|---------------|
| 健全育成<br>支援（公益<br>事業） | 助成金        | 11,774,764 円  |
|                      | 人件費等       | 506,744 円     |
|                      | 計          | 12,281,508 円  |
| 共済事業                 | 共済金給付      | 41,540,000 円  |
|                      | 文書料        | 1,610,893 円   |
|                      | 助成金        | 13,275,934 円  |
|                      | 救命救急（AED）  | 21,632,400 円  |
|                      | 印刷製本費      | 4,526,170 円   |
|                      | 会議・交通費、謝金  | 5,848,217 円   |
|                      | 救命救急引当金    | 10,000,000 円  |
|                      | I BNR 備金繰入 | 6,285,037 円   |
| 法人会計                 | 人件費等       | 16,941,079 円  |
|                      | 人件費等       | 9,758,620 円   |
| 計                    |            | 143,699,858 円 |

## ＜共済掛金収入と給付の変遷＞



共済給付は財団法人化の前年は 8000 万円を超過していましたが、その後は 6000 万円以下になっています。法人の運営と共済制度の維持には 3000 万円程度が必要である状況です。お陰様で現在は運営に支障をきたす状況ではありません。

## 特別団体制度の今後について ～小学校部活動の 社会教育への移行に関して～

現在の熊本県PTA共済制度では、県内で活動する「本財団の認めるスポーツ団体（特別団体）」も加入契約を結ぶことができます。特別団体として認められるのは、「地域の方々が児童生徒等のスポーツ活動を指導するもの」で、営利団体（NPOを含む）のスポーツクラブや総合型地域スポーツは含まれません。

さて、小学校の部活動が社会教育に移行するにあたり、活動中の事故への対応が心配になるところです。本共済では地域におけるスポーツ活動については「特別団体」として対応してきましたが、今後、文化活動も含む部活動が社会教育に移行すると、現状を維持することが困難になるため、特別団体制度について見直しを図っているところです。

様々な団体活動の参加者の事故に対する補償制度として「スポーツ安全保険」（公益財団法人スポーツ安全協会）があり、4 名以上のアマチュアの団体（スポーツ、文化活動、ボランティア活動など）が加入することができます。団体の指導者や参加する児童生徒に加え、保護者の方々も加入することができますので、当該保険へのご加入をご検討ください。

本財団の特別団体制度については、今年度中に今後の制度見直しの方向を決定し、現在ご加入の皆様や学校にご連絡いたします。

## 共済Q & A

**Q**：保護者がPTA会員でない場合、その子どもはPTA共済への加入はできないのですか？

**A**：熊本県内の学校（小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校）に在籍する児童生徒等であれば、加入することができます。

P災コースでは、PTA活動への参加にとどまらず、学校管理下で発生した事故のうち、死亡や後遺障害、交通事故、歯科保険外治療への対応ができます。部や学級単位などの団体活動のうち学校管理下とならないものについても、PTA会長の事前承認を得ることによって、本共済の適用を受けることができます。活動に参加した児童生徒等、指導の教職員（PTA会員）、保護者（PTA会員で安互コース加入者）が対象となります。

**Q**：平成29年度に運動会のPTA競技に参加して、けがをしたのですが、今から共済の適用を受けることはできますか？（保護者）

**A**：平成29年度に本共済の安互コースに加入なさっていた場合は、これから事故報告をすることができます。事故報告は被災者からPTAの担当者に対して、事故発生から30日以内に行なうように定められています。しかし、現在のPTA会長から報告が遅れたことについての「遅延理由書」の提出があれば受け付けていますので、PTAの共済担当者にご相談ください。また、けがの治療がお済みであれば、併せて共済金の給付請求ができます。

**Q**：PTA活動中に保護者が二人ともけがをした場合は一人しか共済の適用を受けることができますか？（PTA会員）

**A**：PTA共済の安互コースへのご加入は家庭単位になっています。一家庭（保護者2名とも含む）の掛金は年額150円です。被災なさった場合は保護者のいずれも給付の対象となりますので、お二人がそれぞれのけがの程度に応じた共済金の給付を受けることができます。



学校の授業参観などに保護者のいずれも参加できない場合、保護者の代理として児童生徒等の祖父母等代理の方の参加が認められている場合は、代理の方の被災についても、1名に限り安互コースの適用を受けることができます。代理の方はご加入の必要はありません。代理と認められるのは、原則として児童生徒等から見て3親等以内の成人に限ります。



県小学校体育連盟助成  
「キッズアスリートフェスティバル」

### ＜事務局への連絡方法＞

事務局では、共済契約者（単位PTA）の皆様からの加入申し込み、事故報告、給付請求、各種ご連絡・ご質問をお受けしています。

**平日（月曜～金曜）、9時～17時**

（年末年始は休業）

**0800-200-5553**

（携帯電話からも使える通話無料の電話）

\*通常電話、FAXでのご連絡も受け付けています。

**電話：096-278-8811**

**FAX：096-223-7117**

\*ホームページもご利用ください。

<http://www.kumamoto-psai.net/>

事務局長：中村 貞二

事務局員：P災コース担当：梶原 美鈴

安互コース担当：川下佳津恵

庶務担当：平居 由風

パート職員1名

### ＜事務局より＞

今年4月から事務局長の中村貞二と事務局員の平居由風が財団メンバーに加わりました。不慣れですが、業務をこなせるよう頑張っているところです。

私は38年間小中学校の教壇に立ち、PTAの皆様とともに子どもたちの健全育成のために励んで参りました。事務局長になってこのPTA共済が児童生徒や保護者・学校のために考えて、きめ細かな制度のもと、有意義に運営されていることを再認識しました。予期せぬ事故やケガなどがあつたとき救済の一つとしてご利用いただけるよう業務を進めております。

また、AEDを県内すべての学校に設置するなど、「安全・安心」をキーワードに子どもたちやPTA会員の皆様、地域の方々を守る努力も行っています。

今後も本財団が取り組んでいることをお知らせすると共に、これからの時代の要請に応えるべく、より良いシステムになるように努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 中村 貞二